

## 九州圏広域地方計画協議会規則等

- ・九州圏広域地方計画協議会規則
- ・九州圏広域地方計画協議会名簿
- ・九州圏広域地方計画協議会幹事会設置要綱
- ・九州圏広域地方計画協議会幹事会名簿
- ・九州圏広域地方計画協議会実務者会議名簿
- ・九州圏広域地方計画学識者懇談会規約

## 九州圏広域地方計画協議会規則

### (設置)

第1条 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第10条第1項に基づき、九州圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、九州圏広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議する。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体及び関係団体により組織する。

- 2 協議会の会議の構成員（以下「構成員」という。）は、前項の国の地方行政機関、地方公共団体及び関係団体の長又はその指名する者とする。
- 3 協議会に会長1名及び会長代理1名を置く。
- 4 会長は、構成員の互選により選任する。
- 5 会長は、構成員のうちから会長代理を指名する。
- 6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 7 会長代理は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 構成員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。
- 3 協議会は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

### (議事)

第5条 協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 会議において、議決が必要な場合は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項において、国の同一の地方行政機関の構成員が複数ある場合には、当該複数の構成員は、1として計算するものとする。

### (議事の公開)

第6条 会議又は議事録は、公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(幹事会)

第7条 協議会は、その所掌事務を補佐するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、構成員が指名する者をもって構成する。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第8条 協議会は、第2条の規定による協議を行う場合においては、必要に応じて、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、九州地方整備局及び九州運輸局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成20年 7月31日から施行する。

別表（第3条関係）

九州管区警察局
九州総合通信局
九州財務局
九州厚生局
九州農政局
九州森林管理局
九州経済産業局
九州地方整備局
九州運輸局
大阪航空局
第七管区海上保安本部
第十管区海上保安本部
九州地方環境事務所
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
山口県
沖縄県
北九州市
福岡市
九州市長会
九州地区町村会長会
（社）九州経済連合会
九州商工会議所連合会

## 九州圏広域地方計画協議会名簿

平成20年10月14日現在

九州管区警察局	局長	荒木 二郎
九州総合通信局	局長	武井 俊幸
九州財務局	局長	豊岡 俊彦
九州厚生局	局長	青柳 親房
九州農政局	局長	實重 重実
九州森林管理局	局長	津元 頼光
九州経済産業局	局長	橘高 公久
九州地方整備局	局長	岡本 博
九州運輸局	局長	福本 啓二
大阪航空局	局長	片平 和夫
第七管区海上保安本部	本部長	中平 和俊
第十管区海上保安本部	本部長	澤井 弘保
九州地方環境事務所	所長	浅野 能昭
福岡県	知事	麻生 渡
佐賀県	知事	古川 康
長崎県	知事	金子 原二郎
熊本県	知事	蒲島 郁夫
大分県	知事	広瀬 勝貞
宮崎県	知事	東国原 英夫
鹿児島県	知事	伊藤 祐一郎
山口県	知事	二井 関成
沖縄県	知事	仲井眞 弘多
北九州市	市長	北橋 健治
福岡市	市長	吉田 宏
九州市長会	会長	津村 重光
九州地区町村会長会	会長	山本 文男
(社)九州経済連合会	会長	鎌田 迪貞
九州商工会議所連合会	会長	河部 浩幸

(敬称略)

## 九州圏広域地方計画協議会幹事会設置要綱

### (設置)

第1条 九州圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）は、九州圏広域地方計画協議会規則第7条第1項に基づき、協議会の所掌事務を補佐するため、九州圏広域地方計画協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 幹事会は、協議会構成員が指名する幹事をもって構成する。

### (事務局)

第3条 幹事会の事務局は、九州地方整備局及び九州運輸局とする。

### (会議)

第4条 幹事会の会議は、事務局から通知し、開催する。

- 2 会議の進行は、事務局が行う。
- 3 幹事は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、幹事が出席したものとみなす。
- 4 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 前項において、国の同一の地方行政機関の幹事が複数ある場合には、当該複数の幹事は、1として計算するものとする。

### (実務者会議)

第5条 幹事会は、その運営を補助し、実務的な協議及び調整を行うため、九州圏広域地方計画協議会実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置する。

- 2 実務者会議の運営に関しては、第2条、第3条並びに第4条第1項及び同条第2項の規定を準用する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、事務局が第4条の会議に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成20年 7月31日から施行する。

## 九州圏広域地方計画協議会幹事会名簿

平成20年10月14日現在

九州管区警察局	総務監察部長	服巻 正治
九州総合通信局	情報通信部長	村上 正知
九州財務局	総務部長	春山 芳司
福岡財務支局	財務主幹	中山 芳之
九州厚生局	総務管理官	中井 孝之
九州農政局	企画調整室長	篠原 隆
九州森林管理局	計画部長	宮城 勇朗
九州経済産業局	総務企画部長	佐藤 尚之
九州地方整備局	企画部長	森北 佳昭
	建政部長	中島 正人
九州運輸局	企画観光部長	山口 一朗
大阪航空局	空港部長	傍士 清志
第七管区海上保安本部	総務部長	村田 織彦
第十管区海上保安本部	総務部長	大谷 雅彦
九州地方環境事務所	統括環境保全企画官	佐々木 仁
福岡県	企画・地域振興部長	佐藤 清治
佐賀県	統括本部長	中野 哲太郎
長崎県	知事公室長	田中 桂之助
熊本県	総合政策局長	木本 俊一
大分県	企画振興部長	佐藤 健
宮崎県	県民政策部長	丸山 文民
鹿児島県	企画部長	山田 裕章
山口県	総合政策部長	岡田 実
沖縄県	企画部長	上原 良幸
北九州市	企画文化局長	垣迫 裕俊
福岡市	総務企画局理事	松本 友行
九州市長会	宮崎市企画部長	高瀬 晶介
九州地区町村会長会	福岡県町村会事務局長	小林 征邦
(社)九州経済連合会	常務理事	坂梨 正雄
九州商工会議所連合会	常任幹事	橋本 洸

(敬称略)

## 九州圏広域地方計画協議会実務者会議名簿

平成20年10月14日現在

九州管区警察局	総務監察部警務課長	豊永 明壽
九州総合通信局	総務部総務課企画広報室長	篠原 昇
九州財務局	総務部総務課長	武田 文昭
福岡財務支局	総務課長	甲木 一也
九州厚生局	総務課長	上島 隆
九州農政局	企画調整室調整官	禪院 洋光
九州森林管理局	企画調整室長	高塚 慎司
九州経済産業局	総務企画部企画課長	古賀 秀一
九州地方整備局	企画部企画課長	山内 洋志
	企画部広域計画課長	佐々木 英明
	建政部計画・建設産業課長	濱本 健司
九州運輸局	企画観光部交通企画課長	大塚 久司
大阪航空局	福岡空港事務所広域空港管理官	大田 正朗
第七管区海上保安本部	総務部総務課長	坂本 義人
第十管区海上保安本部	総務部総務課長	池田 育穂
九州地方環境事務所	総務課長	池田 幸士
福岡県	企画・地域振興部総合政策課長	中村 仁彦
佐賀県	統括本部政策監	原 節治
長崎県	知事公室政策企画課長	濱里 要
熊本県	総合政策局企画課長	内田 安弘
大分県	企画振興部政策企画課長	西野 智行
宮崎県	県民政策部参事兼総合政策課長	土持 正弘
鹿児島県	企画部企画課長	佐々木 克之
山口県	総合政策部政策企画課長	上野 清
沖縄県	企画部企画調整課長	黒島 師範
北九州市	企画文化局政策調整担当課長	牟田 英昭
福岡市	総務企画局企画調整部企画課長	中村 英一
九州市長会	宮崎市企画部企画政策課長	荒武 慎児
九州地区町村会長会	福岡県町村会総務課長	天野 義宏
(社)九州経済連合会	経済産業本部長	國政 淳一
九州商工会議所連合会	福岡商工会議所総務広報部長	猪野 猛

(敬称略)

## 九州圏広域地方計画学識者懇談会規約

### （設置）

第1条 九州圏広域地方計画協議会は、九州圏広域地方計画協議会規則第8条に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くために、九州圏広域地方計画学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### （構成等）

第2条 懇談会は、別表に掲げる学識経験を有する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 懇談会に委員長及び副委員長を置く。

### （事務局）

第3条 懇談会の事務局は、九州地方整備局及び九州運輸局とする。

### （議事の公開）

第4条 会議又は議事録は、公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

### （雑則）

第5条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この規約は、平成20年 9月25日から施行する。

別表（第2条関係）

荒牧 軍治	佐賀大学理工学部 都市工学科 教授
遠藤 日雄	鹿児島大学 農学部 教授
尾家 祐二	九州工業大学 情報工学部 電子情報工学科 教授
小川 全夫	山口県立大学大学院 健康福祉学研究科 教授
小川 雄平	西南学院大学 商学部 教授
甲斐 諭	中村学園大学 流通科学部 流通科学科 教授
片岡 力	まちづくりアドバイザー
玉川 孝道	（株）西日本新聞社 特別顧問
樗木 武	（財）福岡アジア都市研究所 理事長
西村 幸夫	東京大学大学院 工学系研究科 教授
矢田 俊文	北九州市立大学 学長

（敬称略、五十音順）